

世田谷保育親の会

2010年度(第23回)

総会議案書

目次

| | |
|----------------------------|----|
| ・ 総会式次第 | 1 |
| ・ 活動理念 | 1 |
| <総会議案書> | |
| ・ 世田谷保育親の会の活動内容について | 2 |
| ・ 2009年度活動一覧 | 5 |
| ・ 2010年度活動予定一覧 | 6 |
| ・ 2009年度会計報告 および 2009年度予算案 | 7 |
| ・ 2010年度 世田谷保育親の会 活動方針(案) | 8 |
| ・ 会費納入について | 10 |
| ・ 新旧幹事とサポーター | 12 |
| ・ 規約 | 13 |
| <資料> | |
| ・ 父母会/保護者会運営方法への提案 | 14 |
| ・ 世田谷区の認可保育園 Q&A | 16 |

2010年度総会 式次第

1. 開会

2. 来賓挨拶

- ・世田谷区保育室連絡協議会
- ・世田谷区学童保育クラブ父母会連絡会
- ・世田谷区こども部保育課

3. 報告

- (1) 2009年度活動報告
- (2) 2009年度会計報告
- (3) 2009年度会計監査報告



4. 提案

- (1) 2010年度活動方針案
- (2) 2010年度予算案
- (3) 役員選出

世田谷保育親の会

5. 今後の活動について

活動理念

「こどもたちが保育施設で楽しい毎日を過ごせるよう、保護者として
できるだけのことをしよう」
これが、わたしたちの活動を支える基本です。
私たちの活動は、広く公開しています。

2003年6月1日の総会において、名称変更の提案が承認され、
「世田谷区保育園父母の会連絡会」は上記のように名称を変更しました。

世田谷保育親の会 の活動内容について

【1】 総会

世田谷保育親の会 の最高決定機関です。年間活動方針を初めとした重要事項はここで承認された上で決めます。年1回開催されます。2009年度(第22回総会)は、6月28日(日)代田区民センターで行ないました。

議事：2008年度の活動報告、会計報告、2009年度の活動予定、予算案が可決されました。

ブロック会・イベント・学習会などに役員をフォローするスタッフとして「サポーター」制をとることが提案・承認されました。

【2】 ブロック会

世田谷保育親の会 の活動の基本は各父母会/保護者会の活動ですが、その父母会・保護者会活に連携を持たせ、さらに大きくするための身近な情報交換会です。

月に3回開催しています。現在は主に次のところで開催しています。

尾山台地区会館：金曜日19：00～20：30

太子堂区民センター：土曜日10：30～12：00

烏山区民センター：日曜日10：30～12：00

◆ブロック会の機能

(1) 情報交換会

個々の父母会・保護者会等における情報を、他の複数の父母会・保護者会等の多くの方々と共有することができ、父母会・保護者会運営方法のヒントが得られます。

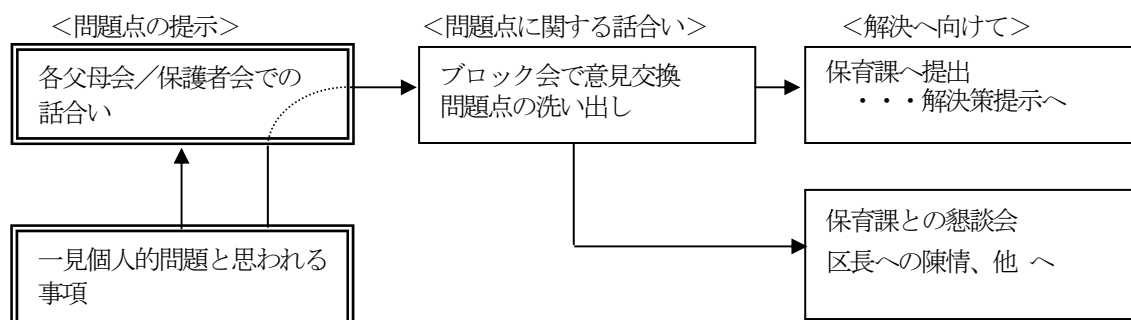
例えば、

劇団/音楽会などの招聘については、情報が少なく、特に保育施設の子どもたちの為に廉価で要請に応じてくれる方の情報は得にくいのが実情です。通常保育の時間内に、こどもたちと先生と一緒に楽しめるよい企画ですが、このブロック会がその貴重な情報の交換の場となりました。

また、行事の時の写真やDVDの撮影方法等の情報交換の場としても大いに機能しました。

ほかの方々の意見を参考にして、是非各自の活動に活かしてください。

(2) 問題点の洗い出しと解決



話し合いで出る問題としては、大きく次のように分類できます。

- ・各園で解決できる問題 —————→ 出席者から解決のヒントを得て、各園に持ち帰り、保護者と園で解決する。
 - ・各園で解決できない園レベルの問題 —→ 保護者と園で解決できなかった個々の園の問題は保育課などに個別に相談する。
 - ・制度の見直しなど区レベルの問題 ———→ 保育課との懇談会などで対応を依頼・要請し、制度の改善を求める。
-
- ・ブロック会は、今保育施設を利用している人が、実際に困っている問題を示し、そこから解決策をみんなで求めていく場でもあります。
 - ・個人的な悩みに過ぎないと考えていることであっても、実は大勢の方が同様の悩みを抱えている場合もあります。
 - ・個々の父母会／保護者会の運営が上手くできている事例などは、他の園の参考になりますので、そういったノウハウ伝授も歓迎しています。

↓

父母会／保護者会の運営について、より良くするためにはどうしたらよいか、皆さんで考える場でもあります。積極的に利用してください。

<参考>

苦情や相談は、次のような順序で進めるのが一般的です。

1. 園への申し入れ
 - 1) 担任 2) 園長・主任
2. 保育課への申し入れ

※ 1. について、個々人での申し入れが難しい場合、父母会/保護者会が代わりに園に申し入れるという方法もあります。

※ 込入った話の場合、あるいは交渉履歴を残す必要がある場合、文書で申し入れ、文書で回答を求めるのがよい場合があります。

そして、こうした手順で解決できない場合は、「世田谷区保健福祉サービス苦情審査会」制度を用いることもできます。

「同審査会」では、区が行う保健福祉サービス等への苦情を公正に審査しています。

現在受けているサービスへの不満や、納得がいけない等の苦情の申し立てに対し、公正・中立の立場で調査・審査し、解決に向けて区へ意見を述べます。

区は、審査会の意見を尊重して苦情対応やサービス等の改善に努めることとなっています。

【3】 保育課との懇談会

「懇談会」とは、区の担当部署と住民とが話し合うときの一般名称です。

当会と保育課との懇談会は、1997年までは年1回行われていましたが、1998年から年2回になりました（都合により1回開催の年度もあります）。

保育課は世田谷区の保育行政の実施部署です。また、この会の皆さんは保育施設を実際に利用している利用者です。

現在行われている保育内容について、実情に基づいて具体的な提案をしたり、改善の要請をしたりできるのは、保育施設を実際に利用している利用者です。

ですから、このような話合いの機会を積極的に利用してください。

話合いの内容は議事録としてとりまとめ、世田谷保育親の会のHPなどでお知らせします。

毎回ひとつでも問題の解決を図り、積み上げていくことで、少しずつ利用しやすい保育施設となっていきます。

今後も、ブロック会で出た問題解決など、身近なことから制度的な問題なども含め、保護者の声を直接行政に伝える大切な場として、より良い話合いができるようにしていきましょう。

【4】 役員会の開催

世田谷保育親の会の運営のために、会長、副会長、会計、事務局で役員会（規約上の幹事会）を構成します。

会長は必要に応じて役員会を開催します。

役員は、ブロック会および保育課との懇談会など年間活動計画を立案・運営します。

【5】 保護者の声を直接区政に伝える

区政における「保育行政窓口としての保育課」との話合いのほかに、保育施設を利用している保護者の声を直接区政に伝える活動も行なっています。

保育施設利用者としての自立した立場から、区政に対して明確に意見表明することは必要であり、また自らの立場を明確にするためにも欠かせません。

他団体と協調するだけで、独自の意見を明らかにしないと、会自体の存在意義が薄れてしまいます。

【3】の懇談会をはじめとして、問題がある場合には随時区に申し入れを行っています。

【6】 ホームページの運営

1999年12月23日に、世田谷区保育園父母会・保護者会連絡会のホームページを開設しました。

目的は、「世田谷保育親の会」を世田谷区内のより多くの方々に知ってもらうためですが、同時によりタイムリーな加盟園父母会・保護者会の皆さんへの情報伝達の手段としています。

2009年2月にリニューアルし、新しいアドレスに変更しました。

URL <http://www.setagayahoiku.net>

2009年度(2009年5月1日～2010年4月30日)活動報告

| 年 月 日 | 活 動 内 容 |
|---|--|
| 2009年 5月22日(金) 23日(土) 24日(日) 31日(日) | <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック会 尾山台地区会館 ・ブロック会 太子堂区民センター ・ブロック会 烏山区民センター ・「世田谷保育親の会便り No. 2」発行 |
| 6月28日(日) | <ul style="list-style-type: none"> ・2009年度(第22回)総会 代田区民センター |
| 7月24日(金) 25日(土) 26日(日) | <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック会 尾山台地区会館 ・ブロック会 太子堂区民センター ・ブロック会 烏山区民センター |
| 8月21日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・保育課との懇談会 2009年度第一回 代田区民センター |
| 9月25日(金) 26日(土) 27日(日) | <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック会 尾山台区民会館 ・ブロック会 太子堂区民センター ・ブロック会 烏山区民センター |
| 10月23日(金) 24日(土) 25日(日) | <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック会 尾山台地区会館 ・ブロック会 太子堂区民センター ・ブロック会 烏山区民センター |
| 11月20日(金) 21日(土) 22日(日) 29日(日) | <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック会 尾山台地区会館 ・ブロック会 太子堂区民センター ・ブロック会 烏山区民センター ・「世田谷区子ども計画後期計画」意見交換会参加 |
| 12月 | (ブロック会はお休み) |
| 2010年 1月8日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・保育課との懇談会 2009年度第二回 太子堂区民センター |
| 2月25日(木) 26日(金) 27日(土) 28日(日) | <ul style="list-style-type: none"> ・学習会「コーナー保育を学ぶ」開催 下馬鳩ぽっぽ保育園 ・ブロック会 尾山台地区会館 ・ブロック会 太子堂区民センター ・ブロック会 烏山区民センター |
| 3月12日(金) 13日(土) 14日(日) | <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック会 尾山台地区会館 ・ブロック会 太子堂区民センター ・ブロック会 烏山区民センター |
| 4月10日(土) 23日(金) 24日(土) 25日(日) | <ul style="list-style-type: none"> ・フォーラム「ようこそ保育園へ 2010」開催 太子堂区民センター ・ブロック会 尾山台地区会館 ・ブロック会 太子堂区民センター ・ブロック会 烏山区民センター |

2010年度(2010年5月1日～2011年4月30日)活動予定

| 年 月 日 | 活 動 内 容 |
|--|--|
| 2010年 5月22日(土) 28日(日) 30日(金) 31日(日) | ・ブロック会 太子堂区民センター (終了) ・ブロック会 尾山台地区会館 (終了) ・ブロック会 烏山区民センター (終了) ・世田谷保育親の会便り No. 2 発行 |
| 6月20日(日) | ・2010年度(第23回)総会 太子堂区民センター |
| 7月23日(金) 24日(土) 25日(日) | ・ブロック会 尾山台地区会館 1F 和室 ・ブロック会 太子堂区民センター 2F 第4会議室 ・ブロック会 烏山区民センター 3F 第1会議室 |
| 8月 25日または31日で調整中 | ・保育課との懇談会 太子堂区民センター 19:00-21:00 |
| 9月 | ・ブロック会 尾山台地区会館 (予定) ・ブロック会 太子堂区民センター (予定) ・ブロック会 烏山区民センター (予定) |
| 10月 | ・ブロック会 尾山台地区会館 (予定) ・ブロック会 太子堂区民センター (予定) ・ブロック会 烏山区民センター (予定) |
| 11月 | ・ブロック会 尾山台地区会館 (予定) ・ブロック会 太子堂区民センター (予定) ・ブロック会 烏山区民センター (予定) |
| 12月 | (ブロック会はお休みです) |
| 2010年 1月 | ・保育課との懇談会 |
| 2月 | ・ブロック会 尾山台地区会館 (予定) ・ブロック会 太子堂区民センター (予定) ・ブロック会 烏山区民センター (予定) |
| 3月 | ・ブロック会 尾山台地区会館 (予定) ・ブロック会 太子堂区民センター (予定) ・ブロック会 烏山区民センター (予定) |
| 4月 | ・ブロック会 尾山台地区会館 (予定) ・ブロック会 太子堂区民センター (予定) ・ブロック会 烏山区民センター (予定) |

- ・ 毎月始めにお送りするメールでの「お知らせ」で実施の詳細をご確認ください。
- ・ HPには最新情報を掲載しますので、日時・会場をご確認できます。
- ・ ブロック会の会場は、けやきネット により抽選もしくは空き施設を予約しています。そのため、予約は2カ月先までしか確認できません。会場が確保できた場合は随時HPに掲載し、また定期的なおしらせでお伝えしますので、できるだけ参加されるときには、日時・会場の確認をお願いします。
- ・ ブロック会はお子さんと一緒にいらしていただけるよう、和室もしくは少々広めの会議室を選ぶようにしています。

2009 年度会計報告 および 2010 年度予算案

2008年度会計報告 および 2009年度予算案

2008年度会計報告(2008年5月1日～2009年4月30日)

<収入>

| 項目 | 予算 | 決算 | 差額 | 備考 |
|----------|----------|----------|---------|-----------|
| 前年度繰越金 | ¥330,854 | ¥330,854 | ¥0 | |
| 年会費(26園) | ¥118,000 | ¥130,000 | ¥12,000 | 24園分 |
| 年会費(個人) | ¥3,000 | ¥0 | △ 3,000 | |
| 郵便貯金利子 | | ¥451 | ¥451 | |
| 雑収入 | | ¥5,000 | ¥5,000 | かえっこ出店謝礼金 |
| 計 | ¥451,854 | ¥466,305 | ¥14,451 | |

<支出>

| 項目 | 予算 | 決算 | 差額 | 備考 |
|---------|----------|----------|----------|---|
| 印刷費 | ¥50,000 | ¥10,754 | ¥39,246 | *フォーラムチラシ作成代 *フォーラム資料コピー代 |
| 通信費 | ¥60,000 | ¥0 | ¥60,000 | |
| 会場費 | ¥30,000 | ¥18,000 | ¥12,000 | *親の会総会 *保育課懇談会 *フォーラム会場費 *ブロック会 |
| 東京父母連会費 | ¥5,000 | ¥0 | ¥5,000 | |
| 保育料 | ¥40,000 | ¥10,000 | ¥30,000 | *フォーラム保育代 |
| 予備費 | ¥266,854 | ¥224,678 | ¥42,176 | *ホームページ改定費 *交通費 *総会学習会謝礼 *世田谷子育てネット会費 *書籍代 *謝礼用お品代 *その他備品など |
| 計 | ¥451,854 | ¥263,432 | ¥188,422 | |

収入合計 - 支出合計

¥202,873

以上、会計報告いたします。

会計:

会計報告の詳細を調べた結果、
公正に処理されていることを確認しました。

会計監査:

2009年度予算案(2009年5月1日～4月30日)

<収入>

| 項目 | 予算 |
|--------------|----------|
| 前年度繰越金 | ¥202,873 |
| 年会費(25園) | ¥115,000 |
| 年会費(グループ・個人) | ¥500 |
| 計 | ¥318,373 |

*烏山保育園については会員数に変動があるため
父母会への参加人数を確認し会費を決定する

<支出>

| 項目 | 予算 |
|-----------|----------|
| 印刷費 | ¥50,000 |
| 交通費・通信費 | ¥20,000 |
| 会場費 | ¥30,000 |
| 東京父母連 | ¥5,000 |
| 世田谷子育てネット | ¥5,000 |
| 保育料 | ¥40,000 |
| 予備費 | ¥168,373 |
| 計 | ¥318,373 |

2010年度 世田谷保育親の会 活動方針 (案)

■ 基本方針

「こどもたちが保育園で楽しい毎日を過ごせるよう、保護者としてできるだけのことをしよう」を、活動の基本とし、次の方針のもとに活動を行います。

- 保育サービスの充実に向け、行政・保育者・保護者が相互理解しあえる環境を整備する。
- 多様な場や機会を通じて交流や情報交換を充実し、各父母会/保護者会の活動に活かしていただく。
- 保育施設を利用する立場の保護者の率直な意見を行政に伝える。

■ 活動概要

1. 世田谷区保育課との話し合い

世田谷区の保育を共により良いものにしていくため、できる限り緊密に保育課と意見や情報の交換を行う。

- 1) 懇談会を年2回程度開催し、保育課職員と保護者が直接話し合う場とする。
- 2) 適宜、書面による質問の提出と回答の受け取りを行う。
- 3) 保育行政の透明性を確保するため、1)、2)の機会を通じて十分な情報提供をいただく。
- 4) 保育課以外の関連部署・関連機関との情報交換・話し合いの場も設ける。
- 5) 上記の内容は、議事録等にとりまとめて公開する。

2. 保育を通じた交流・情報収集と提供

- 1) 保育園以外の保育施設を利用している保護者との連携：保育施設（保育室、保育ママ、認証保育所、ベビーホテルなど）を必要としているより多くの人たちと交流し、意見交換をできるようにする。
- 2) 在宅子育て家庭との交流：子育て支援NPO等との連携を通じて在宅子育て家庭と交流をし、それぞれの抱える問題や課題についての相互理解につなげる。
- 3) 他区市町村・他府県の父母連との情報交換・交流を実施する。
- 4) 学童父母連との連携：小学校入学に伴い利用することとなる新BOP・学童クラブ等の情報を得る。また、保育園施設利用者の保護者の新BOP・学童クラブ等への要望を伝える。
- 5) 区議会への働きかけ：保育現場の実情や保護者のニーズが区および区議会に伝わるよう、区長・区議会議員に情報を提供する。なお、特定の会派に限定するような連携は行わない。

3. 保護者の活動支援と保育に関する情報提供

- 1) 保護者一人ひとりが、行政・区職員労働組合保育園分会・世田谷保育親の会がそれぞれ担っている役割や過去からの活動の経緯を理解するとともに、今後の保育行政の流れをつくる活動に参加できるよう支援する。
- 2) 区立保育園の民設民営化の状況の把握・検証をはじめ、多様な保育ニーズの高まり（夜間・休日保育、延長保育、病児・病後児保育、0歳児保育、一時預かり保育など）、東京都の「保育制度改革（民間社会福祉施設サービス推進費補助の削減、保育室の認証保育所への転換圧力、保育の市場化推進など）」、世田谷区における待機児童数の多さ、一部園で聞かれる保護者と保育者との意思疎通の不足等の一つひとつの課題に関して、現状を把握・情報提供し、一人ひとりの保護者や各父母会の活動につなげていただく。
- 3) 保護者にとって、また各園の父母会にとっての世田谷保育親の会の役割・活動内容を知っていたけるようアピールを行う。

■ 具体的な活動予定

- 1) 毎月2～3回、ブロック会開催・・・毎月（総会、保育課との懇談会開催の月を除く）、区内2～3ヶ所で、情報の伝達、各父母会/保護者会間の情報交換、問題提示などを行う。
- 2) 保育課との懇談会・・・・・・・・・・区および区と保護者が解決すべき問題について、意見交換を行う。今年度は8月、1月の2回開催予定。保育課より課長、係長出席。
- 3) 区議との話合い・・・・・・・・・・保育現場の実情や保護者のニーズを伝えるとともに、これからの保育のあり方について意見交換をする。
- 4) 区等への意見提示・・・・・・・・・・区等へ対し、区の子ども・子育てに関する施策について意見を提示する。
- 5) 保護者の声の把握・・・・・・・・・・保育施設を利用している保護者の皆さんの意見を、多様な機会を通じて把握する。
- 6) フォーラムの開催・・・・・・・・・・フォーラム「ようこそ保育園へ」を開催し、初めて認可保育園に子どもを預ける保護者が知っておきたい保育園生活の基礎知識や、保育園生活を乗り切るための情報や知恵を伝える。
- 7) 区内の子育て関連イベントへの参加・・・区内の子育て支援活動をする様々な団体によるイベントに参加し、相互の情報交換や会のPRを行う。
- 8) ホームページ・メーリングリストでの情報提供・・・会の活動に関する情報をホームページ・メーリングリストで提供する。
- 9) 「世田谷保育親の会便り」の発行・・・・・・・・・・会の活動や保育に関する情報を提供するため、お便りを発行する。

以上

会費納入について

当会は加盟各園の父母会／保護者会による会費で運営しております。ご協力をお願いします。

●会費計算方法

(定員数) × 50 = A

※ 定員：区のHP 上公表されている定員。実際の預かり数ではありません。

A の 10 の位以下を切捨てる = B

B の 100 の位を四捨五入した数値が会費。

例 定員 85 名の園

$85 \times 50 = 4250$

4250 の 10 の位を切り捨てて、4200

4200 の 100 の位を四捨五入して、4000

したがってこの場合は 4000 円が会費となります。

●会費納入方法

年度ごとの 5～8 月の間に、次の口座に振込みでお願いします。
(領収書の代わりとなりますので、ご協力ください。)

郵便振替：10140-33426911

加入者名：世田谷区保育親の会

●各園の会費一覧

| 園名 | 園児定員数 | 会費 | |
|--------------|-------|--------|----------|
| 世田谷地区 | | | |
| 池尻保育園 | 101 | ¥5,050 | ¥5,000 |
| 三宿保育園 | 103 | ¥5,150 | ¥5,000 |
| 下馬保育園 | 103 | ¥5,150 | ¥5,000 |
| 北沢地区 | | | |
| 代田保育園 | 91 | ¥4,550 | ¥5,000 |
| 下北沢保育園 | 97 | ¥4,850 | ¥5,000 |
| 赤堤保育園 | 104 | ¥5,200 | ¥5,000 |
| 梅丘保育園 | 84 | ¥4,200 | ¥4,000 |
| 河田保育園 | 65 | ¥3,250 | ¥3,000 |
| 玉川地区 | | | |
| 南奥沢保育園 | 79 | ¥3,950 | ¥4,000 |
| 奥沢保育園 | 83 | ¥4,150 | ¥4,000 |
| 奥沢西保育園 | 97 | ¥4,850 | ¥5,000 |
| 等々力保育園 | 100 | ¥5,000 | ¥5,000 |
| 中町保育園 | 105 | ¥5,250 | ¥5,000 |
| 玉川保育園 | 45 | ¥2,250 | ¥2,000 |
| 上用賀保育園 | 104 | ¥5,200 | ¥5,000 |
| ふじみ保育園 | 90 | ¥4,500 | ¥5,000 |
| 深沢保育園 | 102 | ¥5,100 | ¥5,000 |
| 新町保育園 | 84 | ¥4,200 | ¥4,000 |
| ナオミ保育園 | 135 | ¥6,750 | ¥7,000 |
| めぐみ保育園 | 70 | ¥3,500 | ¥4,000 |
| 砧地区 | | | |
| 砧保育園 | 70 | ¥3,500 | ¥4,000 |
| 烏山地区 | | | |
| 松沢保育園 | 96 | ¥4,800 | ¥5,000 |
| 上北沢保育園 | 122 | ¥6,100 | ¥6,000 |
| 給田保育園 | 111 | ¥5,550 | ¥6,000 |
| 烏山保育園(※1) | | | ¥2,000 |
| 計 | | | ¥115,000 |

公表定員数の変動に伴い
会費変更のあった園

※1) 園父母会への参加割合が現時点では低いため
年度ごとの実際の参加人数に応じて会費を決定します

※2005/6/19の総会において承認されました

新旧役員（幹事）とサポーター

新旧役員（幹事）

| 役職 | 21年度 | 22年度（案） |
|------|------|---------|
| 会長 | 略 | |
| 副会長 | | |
| 会計 | | |
| 会計監査 | | |

サポーター

ブロック会・イベント・学習会開催時などに役員をフォローしてくださるスタッフを、会員の皆さまから募ったところ、下記の方がお受けいただきました。

引き続き、ご協力いただける方を募集していますので、事務局までお知らせください。

○事務局 メールアドレス post@setagayahoiku.net

| 22年度 |
|------|
| 略 |

世田谷保育親の会 規約 (元 世田谷区保育園父母の会連絡会)

第1条(名称)

この会は、世田谷保育親の会と称します。(2003/6/1 改定 第16回総会にて承認、改定)

第2条(目的)

この会は、世田谷区内の保育施設を利用している保護者、これから保育施設を利用しようとしている保護者、また保育に関心があり当会の活動に賛同する方どうしの連絡および交流をすすめ、より良い保育をめざすことを目的とします。

第3条(活動)

この会の目的を達成するために次の事業を行います。

1. 会報・資料などの発行、およびホームページを運営すること。
2. 会員の親睦を図り、交流会、学習会、文化的事業などを開催すること。
3. 保育問題と関係のある諸団体との交流と連携を図ること。
4. 保育についての理解と協力を深めるため保育者と話し合い、交流すること。
5. 行政に対して交渉、陳情、請願すること。
6. 父母の会のない保育園に父母の会が発足できるように援助すること。

第4条(方針)

この会は特定の政党・宗教との関わりをもつことなく、また個人の信条を問うことはしません。

第5条(会員)

この会は、より良い保育をめざすという一点に共鳴する団体・個人であれば参加資格を持ちます。

第6条(機関)

この会の機関は、総会、ブロック会、幹事会とします。

第7条(総会)

総会は、この会の最高機関として年1回開催します。ただし、幹事会が必要と認めるときは臨時総会を開くことができます。総会では、1年間の活動報告、会計報告、活動方針、規約の改廃等の審議をします。

第8条(ブロック会)

この会は、区内を地域分けし、ブロック単位または合同で連絡・交流を行います。ブロック会は、世話役として幹事を選任します。

第9条(幹事会)

総会にしたがい、この会を運営する機関として幹事全員からなる幹事会をおきます。幹事会は会長をはじめ必要な役員を互選します。役員任期は1年とします。

第10条(会費)

会費は次のようにします。(2005/6/19、第18回総会にて承認、改定)

(1)父母会/保護者会

●年会費計算方法

(定員数)×50=A ※定員:区のHP上公表されている定員。実際の預かり数ではありません。

Aの10の位以下を切捨てる=B

Bの100の位を四捨五入した数値が会費。

【例】定員85名の園

85×50=4250 4250の10の位を切り捨てて、4200 4200の100の位を四捨五入して、4000
したがってこの場合は4000円が会費となります。

(2)グループ/個人 500円

第11条(年度)

会計年度は5月1日から翌年4月末日までとします。

第12条(施行)

この規約は1988年6月12日から施行します。

資料1 父母会/保護者会運営方法への提案

保育園生活で困ったことがあったときには、どうしたらよいでしょうか。

こんなときに、父母会/保護者の会は、大きな味方となってくれるはずです。会の役員の方などに相談してみましょう。

また、区立認可保育園の苦情窓口は保育課です。私立認可保育園の苦情窓口は保育園内にあります。保護者や担任の先生など身近な人に話しても解決が困難と思われたときや、身近な人には話しにくいというときには、苦情窓口相談をするという方法もあります。

いずれにしても、1人の保護者として話すよりも、父母会/保護者の会という組織が窓口となったほうが、話が円滑に進むことが多いはずで、相談者の匿名性が保障されやすいというのも利点です。

父母会/保護者会の活動が、行事など楽しいことだけであれば、それに越したことはありません。しかし、困ったときにも力になってくれる、そうした働きを持つのが父母会/保護者会です。

(1)無理なく続けましょう。

園での子どもたちの生活をよりよいものとするために、保護者が個人ではできないことを行うのが父母会/保護者会です。

年中行事消化機関とはならないようにすることが肝心です。

※ 役員の方の負担が軽くなるように、運営方法を見直すことも必要です。

(2)楽しく行いましょう。

毎年役員が総入れ替えでは、新任の役員の方が年度始めに途方に暮れることがあるようです。役員経験者が少なくとも1人は次年度役員の中に残るか、相談役になると、役員会での戸惑いを無くせるようです。そうすることで、さらに運営がスムーズに行え、新役員の方々の心的負担が減るようです。

(3)工夫して行いましょう。

前年度のままに行事を行うよりは、アイデアを生かして活動に工夫をしてみると楽しく行えます。

<推奨する行事>

- ・親睦会……………子どもたちを通じて保護者も知り合いになりましょう。
- ・文集等の発行……お金には代えられない貴重品です。
- ・劇団・人形劇……園での通常保育の時間内に行なってもらえます。

(4) 父母会/保護者会でしかできないことがあります。

それは連絡網の作成です。園では作成しませんし、父母会/保護者会活動には必須です。通常の父母会/保護者会活動だけでなく、万が一の場合の連絡手段として使えます。緊急時、園の連絡方法は、「各保護者一人一人に電話で伝える」というものですが、時間がかかることと電話回線の混雑で実際には困難でしょう。

「各クラスの連絡網+役員連絡網」の形をお薦めします。

(5) 他の園の情報を知りましょう。

保育施設の運営方法は、区立園・私立園のすべてで、それぞれ違います。お互いの園や父母会/保護者会間の情報交換をすることで、父母会/保護者会活動をより良いものにしていきましょう。世田谷保育親の会のブロック会を情報交換の場としても活用してください。

(6) 園と話し合しましょう

父母会/保護者会で、園長先生をはじめとして、園の先生方と話し合う機会を設け、年に一度であつても定期的な意見交換をすることを薦めます。話し合いを行うことにより、誤解を解き、問題解決への糸口が見つかるかもしれません。

(7) 行政への提案は有効です

保育施設利用者から行政に対する提案・要望は、保育施設運営における不足・欠点を改善するきっかけです。現在の状態は最善ではありません。子どもたちの毎日の生活の場が少しでも良くなるよう、保護者の皆さんの意見を区政に届けましょう。

園による個別の事情があるので、父母会/保護者会が園の状況を改善する主体になれます。

(8) 多くの方々と知り合しましょう

保育施設利用者は、時間の制限があるため、朝と夕の時間がほとんど決まっているため、園で会える他の保護者の皆さんは限定されてしまいます。場合によっては、卒園まで知人ができないままという方も。子どもは大勢のともだちをつくって楽しくすごしている園なので、保護者の皆さんも多くの方々と知り合いになりましょう。父母会/保護者会活動への参加はその契機となります。

資料2 世田谷区の認可保育園 Q&A

Q1 保育園の開所時間の朝 7:15 というのは、門を入る時間ですか。

A 開所時間開始が 7:15 である場合、7:15 というのはお子さんを預ける時刻です。

「その時刻まで門の外で待っているように」ということを求める園長・職員もいらっしゃるようですが、7:15 はお子さんを預ける時刻です。

Q2 延長保育を利用しない場合の終了時刻 18:15 というのはどういう意味ですか。

A 開所時間終了が 18:15 である場合、18:15 というのはお子さんを受け取る時刻です。

「その時刻までに門の外に出るように」ということを求める園長・職員もいらっしゃるようですが、18:15 までは子どもを預かってもらえる時刻です。

Q3 土曜日に急に仕事が入り、他に頼める人もいないのですが、園に保育をお願いできますか。

A 臨時の土曜保育利用は可能です。

通常の保育として申し込んでいなくても、急に仕事が入った場合、園に事情を伝えれば、土曜保育を受けられます。職員確保の都合があるので、なるべく早く伝えましょう。

Q4 日曜日・祝日や年末に仕事がある場合はどうしたらいいでしょうか。

A 経堂保育園（運営事業者 社会福祉法人杉の子保育会）、烏山保育園（運営事業者 社会福祉法人雲柱社）、等々力保育園（運営事業者 社会福祉法人代々木鳩の会）、砧保育園で休日・年末保育を実施しています。

●日曜日、祝日、年末（12月29日・30日）に、仕事の都合により保護者及び同居の家族等が家庭で保育できない場合に利用できます。●

【対象】 生後6ヶ月以上・就学前。世田谷区内の認可保育園に在籍しているお子さん、世田谷区が認定する保育室・保育ママに在籍しているお子さん、世田谷区在住で区内認証保育所に在籍しているお子さん、世田谷区在住で他区市の認可保育園・（認定された）保育室・保育ママ・認証保育所に在籍しているお子さん

【利用時間】 7時15分～18時15分まで。半日利用も可能で、時間は「7時15分～13時00分」「13時00分～18時15分」になります。

【利用金額】 一日 4,000円、半日 2,000円。

【申込方法】 利用したい月の前月1日～20日に必要書類を、希望する園に提出して申し込みます。

問い合わせ・受付

経堂保育園 03(3427)4020 烏山保育園 03(3326)1700

等々力保育園 03(3704)5103 砧保育園03(3483)1950

Q5 急な残業のときはどうしたらよいですか。

A たまに残業がある場合は、あらかじめ延長保育の「スポット利用」に登録しておく、当日申込みでも空きがあれば利用できます。

世田谷区の認可保育園は一部の園を除いて延長保育があります。利用できる条件は、世田谷区在住で、仕事のために保育ができない方です。

【区立の場合】

区立の場合は、19:15（1時間延長）まで預かっています。満1歳以上のお子さんが対象です。

利用したい方は、残業が月 12 日以上の場合は「月ぎめ利用」を申請します。申請の窓口は各総合支所生活支援課になります（ただし、各園で定員がありますので、選考のうえ決定されます）。月 12 日程度までの場合は在園する区立保育園に「スポット利用（指定延長保育）」の登録をします。

「スポット利用」は先着順です。保育園にある「指定延長保育予約表」の希望日の欄に名前を書きます（受付は2週間前の月曜日～前日）。定員枠を越えるとキャンセル待ちとなります。残業がわかり次第、記入してください。

当日、急な残業でやむを得ず延長保育が必要となった場合は、（予約表へは事前の記入が原則ですが、）午前 10 時以降電話での申込みができます。当日空きがある場合またはキャンセルが出た場合に、先着順で利用できます。ただし、午前 10 時までにキャンセルが出た場合は予約表に書かれている方の順番が優先されます。朝の登園時にキャンセルが出て利用できることになっていないか必ず確認しましょう。

保育園によっては、月ぎめ利用者でもお休みや月ぎめ延長保育を利用しないとわかったときは、スポット保育の定員枠に上乘せするなどの工夫がされています。利用する側としては、当然ですが、月ぎめでもスポットでも、キャンセルはすぐに連絡するなど、決められたルールを守り、協力し合っ利用することが大切です。

【私立の場合】

園により、1 時間延長、2 時間延長、4 時間延長があります。対象も「生後 57 日目～」「1 歳児クラス児～」と各私立園で異なります。

利用できる条件は原則、区立と同じですが、利用方法は各私立園で異なりますので、在籍している園にお尋ねください。

Q6 保育園の行事（運動会、進級卒園お祝い会など）の日も保育してもらえますか。

A 行事（入園式、運動会、進級卒園お祝い会など）のあと、仕事であれば預かってもらえます。

行事のある日にも保育を行う旨を明記した文書を保護者に配布する園がある一方、保育できることを保護者に伝えない園もあるようです。いずれにしても、行事の間も終了後も、仕事がある場合は預かってもらうことができます。年間行事予定表に、「この日は休みを取り、園の行事に参加」することを求められる場合がありますが、仕事で無理なときは預けることができます。

Q7 園の行事開催日程について、相談はできるのでしょうか。

A 園の行事予定は園と話し合えます。

園が行う行事の予定は、年度始めに一覧で配布されます。この一覧を作成する前（通常、1～2 月ごろに作成）に、次年度に向けて園に対し保護者の意向を伝えると、開催日程の設定に反映してもらいやすいでしょう。

父母会がない場合も、園長先生に話してみるとよいでしょう。園によっては、行事予定に限らず、年に数回、「保育園への意見や要望」をアンケートで聞き、対応している例もあります。

Q8 園で過ごす間の子どもの写真は撮ってもらえるのでしょうか。

A 園の行事等では、保育時間中の写真を撮影し、実費で配付している場合もあります。

区立園では、撮影する場合、フィルム代や現像代については保育園の雑費から出すことになっています。撮影は園の先生が行い、実費で保護者に配布してもらえます。

一般に、年 2～3 回の販売では撮っていた分が溜まってしまい大変になるので、できるだけその都度貼り出して販売するようにしているはずですが。

保育時間中子どもたちの姿を保護者は撮影できないため、保育園にお願いするしかありません。また、園や保護者が卒園アルバムを作ろうとしたときにも写真は必要です。保育時間中の写真撮影について、子どもたちの安全確保や個人情報保護への配慮等から園が消極的な場合は、その理由を確認し、

保護者の意向を伝えるなど、話し合ってみるとよいでしょう。

なお、卒園アルバム作成のため、父母がプロの写真店に行事を撮影してもらうなどの例もみられます。

Q9 子どもが食物アレルギーなのですが、給食は除去食をお願いできますか。

A アレルギー除去食対応はしてもらえます。

医師の指示書のもと、アレルギーの原因がはっきりしている場合、事前に保護者・園長・調理職員等とメニューの打合せを行い、昼食、おやつとも、その除去を行ったアレルギー除去食をつくってもらえます。食品により対応ができない場合もあり、お弁当等持参となるメニューもあります。

Q10 子どもが慢性疾患なのですが、園に薬の服用をお願いできますか。

A 慢性疾患用の薬は園で預かってもらえ、与薬（世田谷区の行政用語）してもらえます。

区立認可保育園では、医師の指示に従った方法で、園が薬を子どもに与えることになっています。塗薬、喘息の薬などを与えてもらえます。すべての区立認可園では「与薬指示書」を常備しています。

Q11 慣らし保育は必要なのですか。

A 慣らし保育は可能かつ必要な場合だけでよいです。

保護者が、仕事が忙しく休暇等を取得しての対応が難しければ、通常の保育時間で初日からあずかってもらえます。他保育施設等に通ってから認可園に入った場合などは、子どもたちは保育施設に慣れている場合が多く、子どもにとって不要な場合があります。慣らし保育の必要性は、お子さんと保護者の状況によって決まるといえます。

Q12 保育園に入るときに用意するものが多く、手作りする時間がありません。

A 入園時に必要なものは、手作りとする必要はなく、市販品でも大丈夫です。

入園の際、用意する必要のあるものは少なくありません。布団カバーや食事のときに使うエプロン、着替えを入れる袋などは、特に入園が直前に決ったような場合などはほとんど時間が無く、作りたくとも作れない状況です。そのようなときには、無理せず市販品を利用してください。

ただ、布団カバーについては、サイズに合った既製品を見つけるのが難しいのも事実。ミシンの得意な友人に頼んだ、親に縫ってもらった、生地を買った店で作ってもらった、友人のお古でとりあえずしのいだ、などそれぞれに工夫されているようです。また父母会によっては、布団カバーのリサイクルに取組んでいます。

Q13 育児休業中です。上の子どもが通園していますが、朝は遅く（9：00～9：30）登園するようになり、午後は早く（16：00）迎えに来るようにと求められましたが、そう決まっているのでしょうか。

A 育児休業中の保育時間は園が一方的に決めるのものではなく、保護者の事情に合わせて決めることができます。

育児休業中、「早くお迎えに来るように」「週に何度かは休むように」と求める保育士さんがいらっしゃるということですが、決まっていることではありません。園によっては、「保育時間の原則」とされている8:30～17:00の間で8時間を目安にしている例もあるようですが、育児休業中に上のお子さんを預かってもらえる時間帯に、明確なルールはありません。

育児休業は、復職に備えて体調を整え、生まれたお子さんの世話を十分にするための期間です。早めにお迎えに行くと、子どもとゆっくり過ごしたり、保育の様子を見学したり、保育士さんとおしゃべりしたりもできます。上のお子さんが赤ちゃんの誕生で不安定になった場合、そのケアのために早めのお迎えが必要になるかもしれません。一方、4時帰りだと、おやつ後に園でお友達と遊ぶ時間を過ごせないこととなります。

以上のようなご自身とお子さんの状況を勘案して、ご自身がもっともよいと思う時間帯を園に伝え、理解してもらおうとよいでしょう。

Q14 下の子が1歳を超えるまで育児休業を取ると、上の子は保育園を退園しなくてはならないでしょうか。

A 1歳に達した時点で、上のお子さんが2歳児クラス以下の場合は、その年度の年度末に退園しなくてはなりません。3歳児クラス以上の場合は、退園の必要はありません。

世田谷区の認可保育園では、育児休業中の下の子が1歳に達した時点で、上の子が2歳児クラス以下の場合、その年度の年度末まで在園できます。育児休業を取ったことにより退園し、その育児休業明けに再入園の申込みをする場合は、調整指数が加算され、再入園が有利になります。

1歳を超える前に勤務を再開する場合は、2歳児クラス以下であっても、退園の必要はなく、継続して保育園に通うことができます。

Q15 園長先生や保育士さんの考え方や保育の仕方に共感できないとき、子どもを預けていて、関係が悪くなるのが心配で、はっきり反論しにくいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 1人で悩まず、父母会/保護者会や世田谷保育親の会に相談してください。

一人で悩まないようにしましょう。

まずは身近な担任、主任や園長先生に相談して、それで解決できないときは保育課に申し出るというのが基本的な流れと考えられますが、実際には、園と気まずくなることを恐れて、初めから保育課に直接相談する例が少なくないようです。これは逆効果の場合もあります。

よりよい選択としてお奨めするのは「父母会/保護者会に相談する」ことです。父母会/保護者会が園にない場合は、親しい保護者どうして相談し、一緒に先生方と話し合うのも1つの方法です。あるいは、世田谷保育親の会にもお気軽にご相談ください。

父母会/保護者会活動が楽しいものばかりであれば、それに越したことはありませんし、そうありがたいものです。しかし困ったときにも力になってくれる、そうした役割を持つのが父母会/保護者会です。

Q16 父母会/保護者会を運営するときのコツは何でしょうか。

A 無理なく、楽しく、工夫して、父母会/保護者会でなくてはできない活動を。

(1)無理なく続けましょう。

園での子どもたちの生活をよりよいものとするために、個人個人の保護者ではできないことを行うのが父母会/保護者会です。

年中行事消化機関とはならないようにすることが肝心です。

※ 役員の方の負担が軽くなるように、運営方法を見直すことも必要です。

(2)楽しく行いましょう。

毎年役員が総入れ替えでは、新任の役員の方が年度始めに途方に暮れることがあるようです。役員経験者が少なくとも1人は次年度役員の中に残るか、相談役になると、役員会での戸惑いを無くせるようです。さらに運営がスムーズに行え、新役員の方々の心的負担が減るようです。

(3)工夫して行いましょう。

前年度のままに行事を行うよりは、アイデアを生かして活動を工夫してみると楽しく行えます。

<推奨する行事>

- ・親睦会……子どもたちを通じて保護者も知り合いになりましょう。
- ・文集等の発行……お金には代えられない貴重品です。

・劇団・人形劇・・・園での通常保育の時間内に行なってもらえます。

(4) 父母会/保護者会でしかできないことがあります。

それは連絡網の作成です。園では作成しませんし、父母会/保護者会活動には必須です。通常の父母会/保護者会活動だけでなく、万が一の場合の連絡手段として使えます。

緊急時、園の連絡方法は、「各保護者一人一人に電話で伝える」というものですが、時間がかかり、電話回線の混雑も予想されます。「各クラスの連絡網+役員の連絡網」の形がおすすめです。

(5) 他の園の情報を知りましょう。

保育施設の運営方法は、区立園・私立園のすべてで、それぞれ違います。お互いの園や父母会/保護者会間の情報交換をすることで、父母会/保護者会活動をより良いものにしていきましょう。

世田谷保育親の会 のブロック会を情報交換の場としても活用してください。

(6) 園と話し合しましょう

父母会/保護者会で、園長先生をはじめとして、園の先生方と話し合う機会を設け、年に一度であっても定期的な意見交換をすることをお勧めします。

話し合いを行うことにより、誤解を解き、問題解決への糸口が見つかるかもしれません。

(7) 保護者・行政・保育関係者が共により保育を目指しましょう

保育施設利用者から行政に対する要請は、保育施設運営における不足や欠点を改善するきっかけとなります。子どもたちの毎日の生活の場が少しでも良くなるよう、保護者の皆さんの意見を行政に届けましょう。園による個別の事情があるので、父母会/保護者会が園の状況を改善する主体になります。

また、今の認可保育園のレベルの高さは、保護者・行政・保育関係者の長い間の努力の積み重ねによって作られてきたものです。これからも共に最善を目指し、保護者としてできる限りのことをしましょう。

(8) 多くの方々と知り合しましょう

保育施設利用者は、時間の制限があるため、朝と夕の時間がほとんど決まっているため、園で会える他の保護者の皆さんは限定されてしまいます。場合によっては、卒園まで知人ができないままという方もいらっしゃるようです。

子どもは大勢のともだちをつくって楽しくすごしている園なのですから、保護者の皆さんも多くの方々と知り合いになりましょう。

父母会/保護者会活動への参加はその契機となります。

世田谷で教育 響育 共育 してみよう!

大切な子供たちの健やかな成長のために、そして

世田谷の保育施設の父母の会／保護者会が相互に協力し合い（協育）

コミュニケーションを図り、心を通わせ合い（響育）

学び合って親も子も共に育っていきましょう（共育）

発行 2010年 6月 20日

世田谷保育親の会

<http://www.setagayahoiku.net>